

西 尾 市 教 育 委 員 会 会 議 録

招 集 日 時	令和6年9月11日（水） 午前10時00分		
開 会 場 所	市役所 41会議室		
開 会 時 間	午前10時00分	閉 会 時 間	午前10時35分
教 育 長	稲垣 寿		
出 席 委 員	石崎光子 平岡将暢 武内基亘 藤井遼太郎		
欠 席 委 員			
委員会出席者	教育部長 齋藤武雄、教育部次長兼教育庶務課長 渡辺登志雄、学校教育課長 藤井健一、学校教育課主幹 藤井己代秀、学校教育課主幹 榊原英一郎、生涯学習課長兼生涯学習センター（仮称）整備推進室長 澤 雅、文化財課長 林 知左子、図書館館長 齋藤俊幸、交流共創部長 石川孝次、観光文化振興課長 木下奈美、スポーツ振興課長 高須清和、教育庶務課課長補佐 平井 修、教育庶務課主査 都築佐知子		
議 題	1 教育長職務代理者の指名について 2 会議録署名委員の指名について 3 前回会議録の承認について 4 報告事項 （1）教育長報告 （2）教育部長報告 5 議案審議 議案第28号 西尾市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【スポーツ振興課】 議案第29号 西尾市体育施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について【スポーツ振興課】 議案第30号 専決処分の承認について（西尾市スポーツ推進委員の委嘱） 【スポーツ振興課】 添付書類 教育委員会名義使用17件		

会 議 の 顛 末

教育長	開会の辞 ただいまから西尾市教育委員会 9 月定例会を開会いたします。
教育長	それでは、議事進行は、あらかじめ配布されております、会議日程に基づいて進めさせていただきます。
	1 教育長職務代理者の指名
教育長	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により、令和 6 年 10 月 1 日から平岡将暢委員を教育長職務代理者として指名したいと思います。よろしくお願いいたします。
	2 会議録署名委員の指名
教育長	会議録の署名委員は、石崎委員、武内委員 を指名します。
	3 前回会議録の承認
教育長	前回定例会、7 月臨時会及び 8 月臨時会の会議録については、すでに委員の皆様方のお手元に送付してございますが、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 承認してもよろしい方は、挙手をお願いします。 （挙手 全員） 挙手全員であります。前回定例会、7 月臨時会及び 8 月臨時会の会議録については、原案どおり承認することにいたします。
	4 報告事項
教育長	（1）教育長報告 早朝の清々しさに、やっとな秋の気配かと思えば、日中は真夏日に逆戻りという、白露どころか風情の片もない毎日ですが、多くの中学校では、応援合戦の練習が佳境に入っており、校内は活気に溢れているかと思えます。熱中症には改めて留意して、充実した体育祭にしてほしいと思えます。また、市内いずれの学校においても、間もなく、後期の児童会や生徒会の役員選挙があります。しっかりとした指導の下に、聞き手の子どもたちの心に訴えるような、立派な演説をさせて、子どもたち全体の活動意識や表現レベルを引き上げる機会となることを期待しているところで す。 本日は二点報告いたします。 一点目は生徒たちの活躍です。この夏を振り返ってみると、部活動はもとより、中学生の素晴らしい姿が幾つも見られました。各校の代表として議場に立ち、堂々と質疑した中学生議員。聴衆を意識しながら自分の思いをひたむきに届けようとした中学生の主張参加者。例年のこととはいえ、生徒たちの逞しい成長の姿に嬉しくなりました。また、中学生の主張の本市代表者として西三河予選に上った二名は、両名とも西三河の上位五名に入り、県大会に進みました。そしてついには、鶴城中学校の村木新君が第一席最優秀賞を獲得し、愛知県代表となりました。 先週金曜日に行われたリーダー養成塾の結団式における、平坂中学校の高橋優輝さんの派遣生代表あいさつにも感心しました。中学一年生とは到底思えない、表情豊かで明瞭なスピーチ。中三の生徒会役員選挙を闘える説得力でした。長年、理事として結団式に参加している N P O の方たちも、こんなに凄い子がいるんだと驚いてみえました。後で聞いた話では、平坂中学校では、代表あいさつの希望を参加生徒に尋ねたところ、四人全員の手が挙がりました。これだけでも大したものですが、

	そこで担当教師が、自分たちで話し合っで決めなさいと指導したところ、何と、お互いのスピーチを聞き合った上、合議で決定したのだそうです。 このような中学生のレベルの高い姿を後輩や小学生にも伝えていけると、憧れや目標となって成長のモチベーションを高められると思います。また、教師にとっても、子どもたちの素晴らしい姿に間近にふれることは、その後の指導指針として成長の糧となっていきます。 二点目は、県教委の動向についてです。今月 5 日、県教委から「愛知県公立学校働き方改革ロードマップ」が発表されました。発表資料は 30 頁に渡るものですが、皆さんのお手元には、その概要版を配布しました。このロードマップについては、市町村教育長会には、事前の説明はないままで、了承もしておりません。県教委のロードマップ策定会議には、都市と町村の教育長一名ずつが参加していましたが、市町教育長はじめ県校長会役員、教育事務所長代表など、義務教育サイドから発せられた疑義は、取り上げられず、会議は半ば強引に決着されたと聞きました。疑義としては、2026 年に 45 時間オーバーが 0 と掲げられているにもかかわらず、そのための新たな施策がとくだん示されていないことや、あまりに拙速すぎる進め方が指摘されました。一方、それに対する県側の回答たるや語るに落ちたもので、アリバイ作りとしか思えない不毛な会議だったという参加委員の感想を聞きました。 教育長会としては、県教委に対して、ロードマップや会議の進行についての説明を要求するとともに、今後、くれぐれも小中学校の現場の状況と乖離した施策を一方的に進めていくことがないように、強く要望していく予定です。
教育長	続きまして（2）教育部長報告をお願いします。
教育部長	（2）教育部長報告 私からは、現在会期中の西尾市議会 9 月定例会について 3 点ご報告させていただきます。 1 点目は、教育委員会委員の任命同意についてです。 お手元に議案の写しを配付しましたので、ご覧ください。 議会初日の 9 月 2 日に、石崎光子委員の任期が 9 月末で満了となることに伴う教育委員の任命の同意について、議員全員の賛成により、石崎光子委員が再任されました。任期は、令和 6 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までの 4 年間となります。石崎委員におかれましては、引き続きよろしくお願いします。 また、工事契約の承認をいただきました。 旧吉良町公民館及び旧吉良支所の解体工事（契約金額 327,800,000 円）については、条例で規定されています西尾市議会の議決に付すべき予定価格 1 億 5 千万円以上の工事の契約となり、議員全員の賛成で契約の承認をいただきました。 2 点目は、一般質問についてです。 一般質問につきましては、9 月 3 日から 3 日間で行われ、教育委員会関係では、4 人の議員から 5 つの議題について質問がございました。教育委員会関係分の主なものをご報告いたします。 鈴木規子議員から、給食の自校方式について今後も継続していくのか、今後の学校給食の提供方式について検討状況はどのようなか、自校方式の調理業務は、直営校を残さない民間委託の妥当性が評価できないのではないかと趣旨の質問をいただきました。

	「市としては、現在市の付属機関である西尾市学校給食運営協議会において「自校方式」「センター方式」及び一部の学校敷地内に設置した調理場において複数校分をまとめて調理する「親子方式」の３つの方式について比較検討しているところである。」 「調理業務の民間委託は、これまで直営校と同様に支障なく調理業務が行われている。調理業務は栄養教諭の管理のもと行なわれるため、直営・民間委託のいずれの場合であっても業務の内容には、差は生じないものと考えている。委託費用は、競争入札により業者選定を行っており、近隣自治体における金額を確認することもできますので、その妥当性は担保できるものと考えている。」と答弁いたしました。 また、小中学校の学区制の見直しについて居住地域に隣接する通学区域の学校を選べる「隣接区域選択制」を検討しないかとの趣旨の質問をいただきました。 「校区については、道路や河川等の地理的状況、地域社会がつけられてきた歴史的経緯や住民の思い等、それぞれの地域の実情を踏まえて決められている。学校選択制について、文部科学省は、保護者が学校により深い関心をもつことや、特色ある学校づくりを推進できることなどのメリットがある反面、学校の序列化や学校間格差が発生することや、学校と地域とのつながりが希薄になる恐れがあること、保護者が消費者感覚で学校を選び、教育活動への参加意識が高まらないことなどのデメリットがあると指摘している。 現在は学区制見直しの検討を行っていないが、今後、保護者や地域のニーズを注視していく。」との趣旨の答弁を申し上げました。 給食方式については、非常に関心をお持ちの方も大勢見えるところであります。保護者をはじめとする関係者の合意形成を丁寧に行っていく必要があります、拙速に結論を出すことは避けなければならないと考えています。 また、牧一心議員からは、「放課後児童対策として、民間の力も活用して、文科省とこども家庭庁が進めている放課後児童クラブと放課後子供教室との連携を進めるべき、市として連携を促すための計画を策定すべき」という主旨の提案をいただきました。 子ども部が「民間の力も借りていきたい。放課後児童クラブと放課後子供教室との連携については、現在策定中の「子ども計画」の中に位置付けることを検討していく。教育委員会と連携を図っていく。」 教育委員会としても「子ども計画策定にあたっては、教育委員会事務局の関係課長及び担当課職員が委員として、参画しており、今後につきましても引き続き計画策定に参画していく。」との趣旨の答弁を申し上げました。 待機児童対策としての児童クラブの運営等については、本年３月の総合教育会議の場でも認識の確認したところでございますが、学校運営に支障のない範囲で連携協力していくという立場であります。 最後に補正予算につきましては、明日の予算決算委員会文教分科会に付託され、正式決定は９月２７日の本会議最終日となる予定です。 私からは以上です。
教育長	日程４を終わります。 日程５、議案審議を議題とします。 「議案第２８号 西尾市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び「議案第２９号 西尾市体育施設の管理及び運営に関

	する規則の一部を改正する規則の制定について」は関連がありますので、一括して提案案理由の説明をお願いします。
ス ポ ー ツ 振 興 課長	ただいま議題となりました、「議案第２８号 西尾市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、提案理由のご説明を申し上げます。 資料１ページをご覧ください。 西尾市幡豆弓道場は平成２年１０月に開設し利用されてきましたが、令和５年６月２日の豪雨により、的場の裏で土砂崩れが起こり、的場に土砂がもたれかかっている状態です。今後も雨が降るたびに土砂崩れが起き、的場に被害を及ぼす恐れがあります。 また、幡豆弓道場は、利用率が低く、「スポーツまちづくりビジョン２０４０」では、廃止方針となっていますので、施設は復旧せず廃止したいとしますものごさいます。 ３ページの新旧対照表をご覧ください。 別表第１及び別表第７から西尾市幡豆弓道場の項を削除しております。 最後に附則ですが、この条例は令和６年１０月１日から施行したいとしますものです。 関連がございますので、続きまして「議題第２９号 西尾市体育施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、提案理由のご説明を申し上げます。 ６ページ及び７ページをご覧ください。 別表第１及び別表第２から西尾市幡豆弓道場の項を削っています。 最後に附則ですが、この規則は令和６年１０月１日から施行したいとしますものです。 以上、議案第２８号及び議案第２９号の説明とさせていただきます。 よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。
教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
教育長	特に質疑もないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより議案第２８号を採決します。 本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。 （挙手 全員） 挙手全員であります。本案は、原案どおり承認いたします。
教育長	これより議案第２９号を採決します。 本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。 （挙手 全員） 挙手全員であります。本案は、原案どおり可決いたします。
教育長	「議案第３０号 専決処分の承認（西尾市スポーツ推進委員の委嘱）について」、提案理由の説明をお願いします。
ス ポ ー ツ 振 興 課長	ただいま議題となりました「議案第３０号 専決処分の承認（西尾市スポーツ推進委員の委嘱）について、提案理由のご説明を申し上げますので、１０ページをご

	覧ください。 今回、専決処分をいたしました事項は、西尾市スポーツ推進委員の委嘱でございます。この委員は、スポーツ基本法第32条の規定により教育委員会が委嘱することになっております。 スポーツ推進委員の任期は、2年任期であり次回改正年度は令和7年度となりますが、スポーツ推進委員に欠員が生じているため、令和6年9月1日付けで今回1名を委嘱いたしました。 委員の委嘱につきましては、令和6年9月1日に教育長に対する事務委任規則第3条の規定により処理いたしました。 また、第4条の規定により、次の教育委員会の会議において承認を得なければならないと定められておりますので、今回、承認を求めるものでございます。 なお、この1名の方の任期は、令和6年9月1日から令和7年3月31日までの7カ月間でございます。 以上、議案第30号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。
教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。
教育長	特に質疑もないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより議案第30号を採決します。 本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありますか。よろしい方は、挙手をお願いします。 (挙手 全員) 挙手全員であります。本案は、原案どおり承認いたします。
教育長	日程5を終わります。 教育委員会名義使用として、17件が提出されています。ご確認をお願いします。
平岡委員	16ページの「地域別県民文化大祭典」は、後援依頼でよかったですか。
学校教育課主幹	後援依頼でございます。
平岡委員	このイベントは今年が初めてですか、または継続ですか。
学校教育課主幹	継続でございます。
教育長	11ページの「清掃中」は、初めてですか。
教育部次長	去年は、街なかで実施しており、今年が2回目でございます。
教育長	この他、何か連絡事項はありますか。
教育長	以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。
教育長	次回は令和6年10月9日水曜日 午前10時00分から、市役所41会議室で予定されています。ご予約いただきたいと思います。
教育長	これをもちまして西尾市教育委員会9月定例会を閉会いたします。 ありがとうございました。